

施設基準に適合するものとして承認がなされた高度先進医療
(平成18年5月承認分)

医 療 機 関 名	高度先進医療技術の名称
・群馬大学医学部附属病院	・抗がん剤感受性試験
・順天堂大学医学部附属順天堂病院	・実物大臓器立体モデルによる手術計画
・東邦大学医療センター大森病院	・実物大臓器立体モデルによる手術計画
・財団法人聖路加国際病院	・腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術
・大阪市立大学医学部附属病院	・門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術
(合計 5 医療機関)	(合計 5 件、4 種類)

(参考1)

技術の概要

高度先進医療技術名	実施医療機関数	申請医療機関名	所在地	病床数	担当科	技術の概要	申請までの実績 (症例数)	算定開始 年月日	特定療養費※ (保険給付)	高度先進医療費用※ (自己負担)
抗がん剤感受性試験	8医療機関 (18.5.1現在)	群馬大学医学部附属病院	群馬県 前橋市	705床	第一外科	患者ががん組織に対する抗がん剤感受性試験を行い、個々の患者に有効かつ適切な抗がん剤の選択を行う。	5例	18.6.1	199万4千円 (入院29日間・ 通院16日間)	3万9千円 (1回)
実物大臓器立体モデル による手術計画	17医療機関 (18.5.1現在)	順天堂大学医学部附属順天堂 病院	東京都 文京区	1020床	形成外科	CT(コンピューター断層撮影)等の画像データから実物大立体モデルを作成し、手術方法の計画を立てる。	5例	18.6.1	107万8千円 (入院28日間)	12万6千円 (1回)
実物大臓器立体モデル による手術計画	17医療機関 (18.5.1現在)	東邦大学医療センター大森病院	東京都 大田区	1041床	形成外科 ・脳神経外科	CT(コンピューター断層撮影)等の画像データから実物大立体モデルを作成し、手術方法の計画を立てる。	9例	18.6.1	130万1千円 (入院23日間)	13万6千円 (1回)
腫瘍性骨病変及び骨粗 鬆症に伴う骨脆弱性病 変に対する経皮的骨形 成術	5医療機関 (18.5.1現在)	財団法人聖路加国際病院	東京都 中央区	520床	放射線科	経皮的に病変のある脊椎椎体に針を刺入し、その針から骨セメントを注入して脆弱した脊椎椎体の骨強度を回復させる治療法。	174例	18.6.1	6万2千円 (入院3日間)	26万円
門脈圧亢進症に対する 経頸静脈肝内門脈大循 環短絡術	2医療機関 (18.5.1現在)	大阪市立大学医学部附属病院	大阪府 大阪市	1020床	内科 ・放射線科	経皮的にカテーテルを挿入し、肝実質を貫き下大静脈と門脈をステントを用いてバイパスする治療法。	71例	18.6.1	107万6千円 (入院33日間)	55万5千円

※ 申請医療機関における典型的な症例に要した費用

(参考2)

承認がなされた高度先進医療技術の施設基準

十二 実物大臓器立体モデルによる手術計画(頭蓋顎顔面領域の骨変形、欠損若しくは骨折又は骨盤、四肢骨若しくは脊椎の骨格に変形を伴う疾患に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師又は歯科医師に係る基準

- (1)専ら形成外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、小児外科、眼科、整形外科又は歯科口腔外科に従事していること。
- (2)日本形成外科学会の認定する形成外科専門医、日本脳神経外科学会の認定する脳神経外科専門医、日本耳鼻咽喉科学会の認定する耳鼻咽喉科専門医、日本小児外科学科の認定する小児外科専門医、日本眼科学会の認定する眼科専門医、日本整形外科学会の認定する整形外科専門医又は日本口腔外科学会の認定する口腔外科専門医であること。
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)形成外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、小児外科、眼科、整形外科又は歯科口腔外科、及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師が二名以上配置されていること。
- (3)麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (5)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (6)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

四十一 抗がん剤感受性試験(進行胃がん、大腸がん、食道がん、頭頸部進行がん、進行乳がん、消化器がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸・体がん又は卵巣がん(胸水又は腹水例を含む。)に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら内科、外科、消化器科、呼吸器科、呼吸器外科又は産婦人科に従事していること。
- (2)日本消化器病学会の認定する消化器病専門医、日本呼吸器学会の認定する呼吸器専門医、日本消化器外科学会の認定する消化器外科専門医、日本胸部外科学会及び日本呼吸器外科学会の認定する呼吸器外科専門医、又は日本産科婦人科学会の認定する産婦人科専門医であること。
- (3)当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について三例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)内科、外科、消化器科、呼吸器科、呼吸器外科又は産婦人科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3)病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
- (4)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (5)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (6)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (7)当該療養について三例以上の症例を実施していること。

五十四 門脈圧亢進症に対する経頸静脈肝内門脈大循環短絡術(内視鏡的治療及び薬物治療抵抗性の食道・胃静脈瘤、門脈圧亢進症性胃腸症、難治性腹水又は難治性肝性胸水に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら内科又は消化器科に従事していること。
- (2)日本肝臓学会の認定する肝臓専門医であること。
- (3)当該療養について三年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上及び当該療養の補助を行う医師として五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)内科又は消化器科並びに外科及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
- (3)外科において二名以上及び麻酔科において一名以上医師が配置されていること。
- (4)臨床工学技士が配置されていること。
- (5)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (6)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (7)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8)倫理審査委員会が設置されていること。
- (9)当該療養について五例以上の症例を実施していること。

五十七 腫瘍性骨病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術(転移性脊椎骨腫瘍、骨粗鬆症による脊椎骨折又は難治性疼痛を伴う椎体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折に係るものに限る。)の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

- (1)専ら整形外科又は放射線科に従事していること。
- (2)日本整形外科学会の認定する整形外科専門医又は日本医学放射線学会の認定する放射線科専門医であること。
- (3)当該療養について五年以上の経験を有すること。
- (4)当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上及び当該療養の補助を行う医師として五例以上の症例を実施していること。

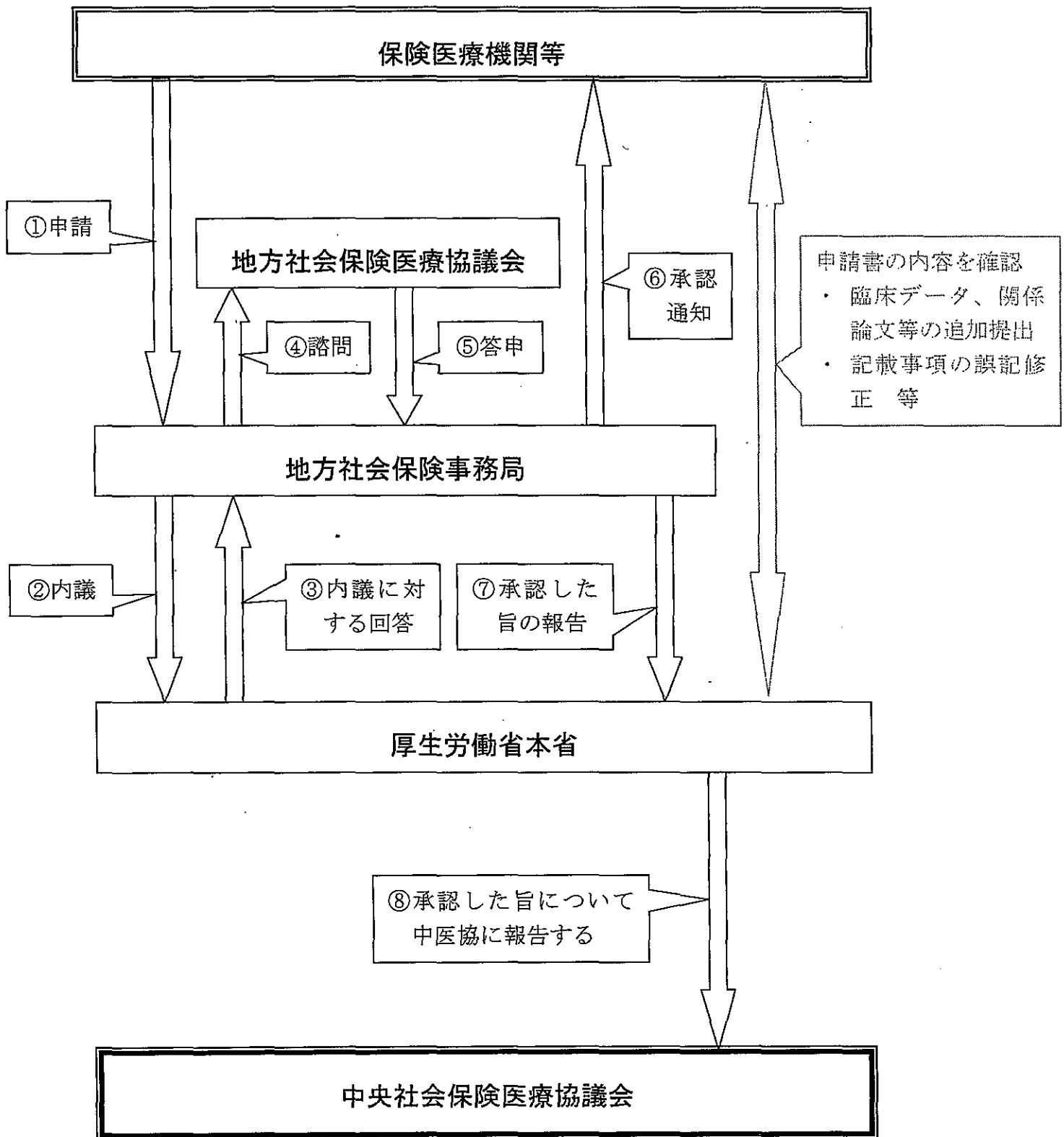
ロ 保険医療機関等に係る基準

- (1)整形外科又は放射線科、及び麻酔科を標榜していること。
- (2)当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
- (3)麻酔科において、医師が配置されていること。
- (4)理学療法士が配置されていること。
- (5)当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
- (6)緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
- (7)二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- (8)当該療法の実施後に化学療法その他の治療を行う体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関等以外の保険医療機関等と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えな
- (9)倫理審査委員会が設置されていること。
- (10)当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- (11)承認後六月の間又は当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

(参考3)

高度先進医療の承認までの流れ

(実施医療機関の要件が設定されている場合)



(参考4)

特定承認保険医療機関の取扱いについて

(平成17年8月31日保発第0831001号)

地方社会保険事務局長宛 厚生労働省保険局長通知

(抜粋)

3 特定承認保険医療機関における高度先進医療

(2) 施設基準の設定されている高度先進医療に係る特定承認保険医療機関の承認の取扱い

既に施設基準の設定されている高度先進医療について、保険医療機関又は特定承認保険医療機関から、施設基準に適合するものとして特定承認保険医療機関の承認の申請があった場合には、施設基準への適合性を審査した上で承認した旨を厚生労働大臣は中央社会保険医療協議会に報告するものとする。